

一般社団法人水戸観光コンベンション協会 レンタサイクル利用規約

(重要事項説明書)

※利用する前に必ずお読みください。

- (1)水戸観光コンベンション協会レンタサイクル（以下「レンタサイクル」という。）は、一般社団法人水戸観光コンベンション協会（以下「当協会」という。）が自転車を出し出す事業のことをいい、利用者は本規約に同意し申込みした場合にのみレンタサイクルを利用できます。
- (2)レンタサイクル利用資格の条件は、①中学生以上（保護者同伴の場合は小学生以上）で、②「利用申込書」に住所・氏名・自宅電話番号・携帯電話番号・その他所定の事項（以下「記載事項」という。）をご記入いただき、③「本人確認書類（本人であること及び住所が確認できる書類：運転免許証・健康保険証等）」等をご提示いただいた方とします。
- (3)レンタサイクルのサービスは、利用申込者本人（保護者等が利用申込した場合は、その被保護者（子供等））のみに利用を認めるもので、第三者に貸与又は譲渡することはできません。親族等のいかなる理由があろうと共有する事を禁止します。
- (4)レンタサイクルの利用者（以下「利用者」という。）が次の項目に該当する場合には、サービスを受けられないものとします。
 - ①薬・覚醒剤・シンナー等による中毒症状又は何等かの使用症状を呈していると当協会が判断した場合。
 - ②飲酒している場合。
 - ③「利用申込書」の記載事項に虚偽の記載があった場合。
 - ④利用申込者と実際の運転者が異なる場合。
 - ⑤2日以上返却遅滞を1回でもした場合。
 - ⑥レンタサイクル用自転車を転貸（又貸し）した場合。
 - ⑦未成年者のレンタサイクル用自転車の利用に関して、その保護者が当該利用を承認しない場合。
 - ⑧その他、当協会が利用者として不適切と判断した場合。
- (5)自然災害・天変地異等の不可抗力により、利用者へ事前に通知することなく、レンタサイクルを休止する場合があります。
- (6)利用者は善良な管理者の注意義務をもってレンタサイクル用自転車及び付帯備品等を利用するものとします。利用者の管理責任は貸出を受けた時から発生し、水戸駅南口東棟自転車等駐車場管理事務所（以下「管理事務所」という。）に返却した時に終わるものとします。
- (7)レンタサイクル用自転車の利用料金（以下「利用料金」という。）は、1回につき、普通自転車は500円、電動アシスト付自転車は1,000円とします。
- (8)天候や利用者の諸事情による利用辞退の申出に際しても、一度お支払いいただいた利用料金の返金はできません。
- (9)貸出・返却に関する営業時間は、当協会が指定する時間（午前9時～午後6時）とします。
- (10)貸出・返却は、管理事務所の受付で行います。万一、誤って管理事務所以外に返却された場合は、利用者の責任で管理事務所へ再度の返却をお願いします。返却に要した費用は全て利用者の負担となりますのでご注意ください。
- (11)利用者は、レンタサイクル用自転車から離れる際には、必ず施錠をすることとします。
- (12)レンタサイクルの利用中に第三者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合には、利用者本人（未成年者の場合はその保護者）がその損害を賠償する責任を負うものとします。
- (13)レンタサイクル利用中にレンタサイクル用自転車又は付帯備品等の盗難・事故等が発生した場合は、速やかに管理事務所への報告及び警察へ盗難・事故の届出を提出し、当協会の指示に従うものとします。また事故に関しては、利用者本人（未成年者の場合はその保護者）自らの責任と費用負担にお

いて処理解決するとともに、第三者と示談又は調停がなされた場合には、速やかに当協会に報告するものとします。

- (14)レンタサイクル用自転車の紛失・盗難・破損等が発生した場合は、当該自転車と同一車種、メーカー希望小売価格を上限として、当該紛失・盗難・破損等による損害をご負担いただきます。また付帯備品等の場合もこれに準じます。
- (15)ライト・カゴ・変速機・鍵等の付帯備品等はレンタサイクル用自転車本体と一緒に貸出されるものであり、返却時には一緒に返却願います。万一、紛失された場合には、紛失された付属品のメーカー希望小売価格をお支払いいただきます。また返却の際にカゴ等に残っていた付帯備品等以外の物につきましては、管理事務所及び当協会は一切責任を負い兼ねます。
- (16)利用者はレンタサイクルを利用するに際し、次の事項を遵守するものとします。
 - ①法令に定められた自転車利用のルール
 - ②道路交通法に基づく違反行為（2人乗り・ヘッドホンの使用等）をしないこと
 - ③レンタサイクル用自転車を転貸し、または他に担保の用に供する等の所有権の侵害行為をしないこと
 - ④レンタサイクル用自転車の改造若しくはその現状を変更しないこと
 - ⑤公序良俗に違反してレンタサイクル用自転車を使用しないこと
 - ⑥自治体が指定する禁止区域への駐輪をしないこと
 - ⑦アクロバット等にみられる本来の目的以外の使用をしないこと
- (17)利用者は、レンタサイクル利用中に、レンタサイクル用自転車に異常又は故障等を発見したときは、直ちに運転を中止し、管理事務所に連絡し指示に従うものとします。
- (18)利用者は、レンタサイクル利用中に、レンタサイクル用自転車を自治体が指定する禁止区域に駐輪し撤去された場合は、各自治体が指定する撤去料金及びそのレンタサイクル用自転車の引き取りにかかる費用を負担するものとします。
- (19)レンタサイクル用自転車の返却にあたり、管理事務所の担当者立ち会いのもと、通常の使用に伴う摩耗を除き、引渡時の状態を確認し返却するものとします。
- (20)返却予定時間経過後にレンタサイクル用自転車を返却した場合は、1日（返却予定時間より24時間を経過しない場合であっても1日とします。）につき、普通自転車は500円、電動アシスト付自転車は1,000円の追加料金をいただきます。
- (21)返却予定時間を経過してもレンタサイクル用自転車の返却がない場合は、電話等で確認させていただく場合がございます。連絡しない場合であっても、本規約に従い追加料金は発生します。
- (22)返却予定日より1週間以上経過してもレンタサイクル用自転車の返却がなく、且つ追加料金のお支払いが無い場合は、当協会の財産保全等のため相応な法的措置等を執らせていただく場合があります。
- (23)前項に低触又は本規約に反する行為があった場合は、法的手続きとしての民事的訴訟以外に、所轄警察署へ詐欺・窃盗罪等の提訴を行い、刑事事件となる場合があります。

令和8年9月発行

【お問い合わせ先（運営元）】

一般社団法人水戸観光コンベンション協会（TEL.029-224-0441）
〒310-0031 茨城県水戸市大工町1-2-3 トモスミとビル3階

【レンタサイクル貸出所（管理事務所）】

水戸駅南口東棟自転車等駐車場（TEL.029-224-5140）